

三角港港湾計画書

—— 軽易な変更 ——

平成26年10月

三角港港湾管理者
熊本県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- 平成 4 年 1 月 第 16 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 4 年 3 月 港湾審議会第 140 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- 平成 6 年 2 月 第 18 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 10 年 8 月 第 22 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 12 年 1 月 第 23 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 17 年 2 月 第 27 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 20 年 3 月 第 31 回熊本県地方港湾審議会
- 平成 22 年 6 月 第 34 回熊本県地方港湾審議会

の議を経た三角港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1. 公共埠頭計画	2
II 港湾の環境の整備及び保全	3
1. 港湾環境整備施設計画	3
III 土地造成及び土地利用計画	4
1. 土地利用計画	4

変更理由

西港地区及び際崎地区において、歴史的・文化的資源及び美しい港湾景観を創出し、交流機能の向上を図るため、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1. 公共埠頭計画

際崎地区において、良好な港湾環境の形成を図るため、緑地の整備を行いたく、計画を変更する。

[公共埠頭計画]

際崎地区

水深 3.0 m 物揚場 延長 80m [既設]

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

(既設
水深 3.0m 物揚場 延長 80m
埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地))

II 港湾の環境の整備及び保全

1. 港湾環境整備施設計画

歴史的港湾環境の保全や港湾利用者の休息のための緑地とネットワークを形成するための緑地を次のとおり計画する。

西港地区 緑地 2ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
西港地区 緑地 2ha)

際崎地区 緑地 4ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
際崎地区 緑地 3ha)

Ⅲ 土地造成及び土地利用計画

1. 土地利用計画

港湾の環境整備を図り、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

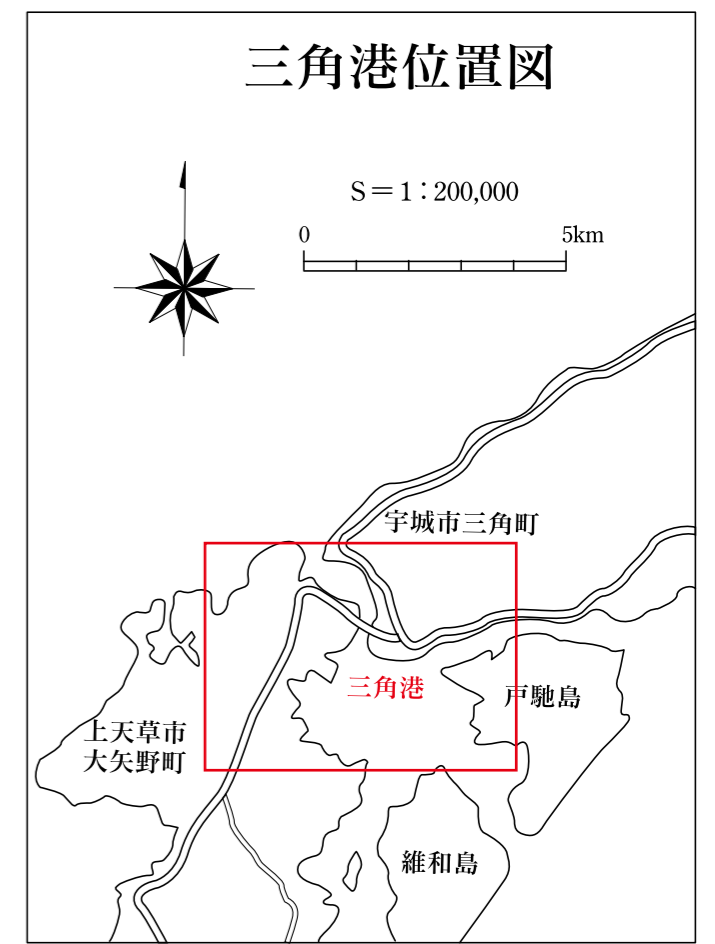
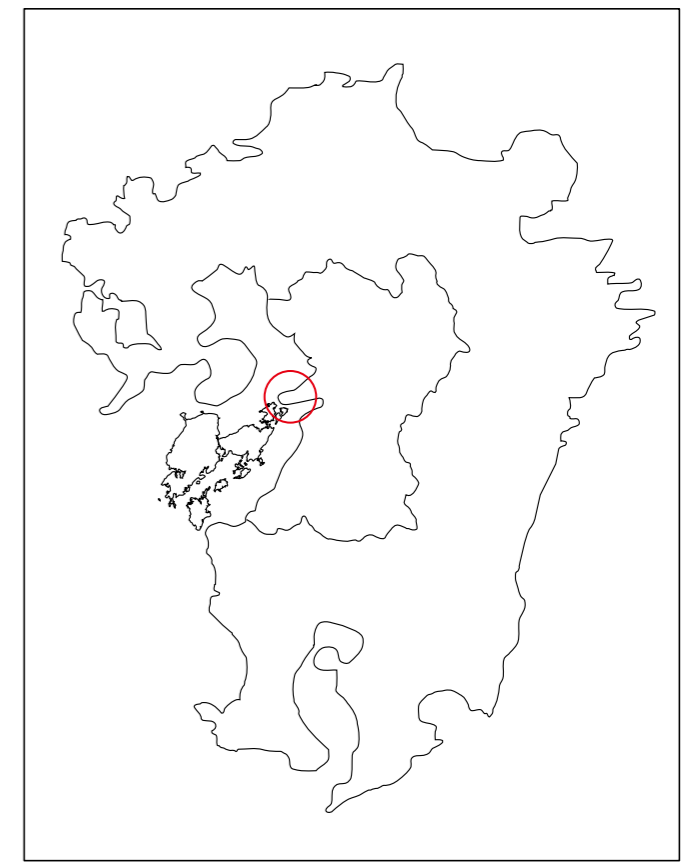
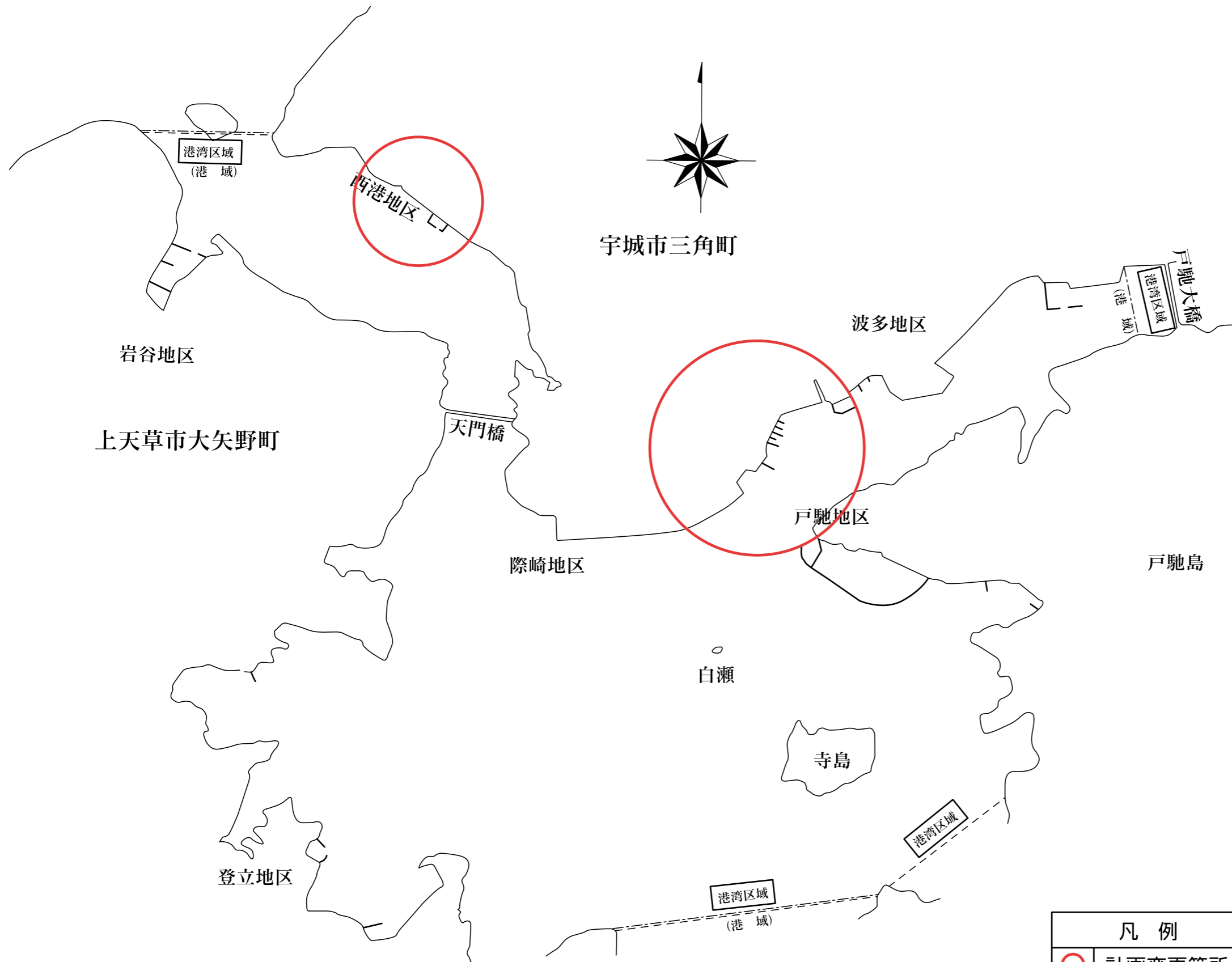
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	緑地	合計
西港地区	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(2) 2
<small>きわさき</small> 際崎地区	(11) 11	(3) 3	(1) 1	(2) 2	(4) 4	(20) 20

注1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

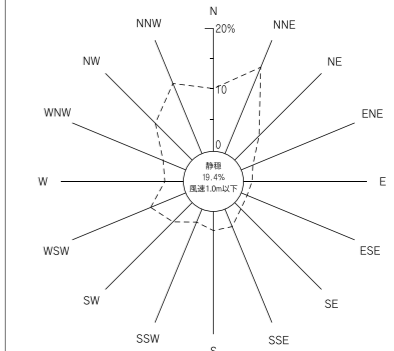
三角港港湾計画位置図



凡例	
○	計画変更箇所

三角港港湾計画図

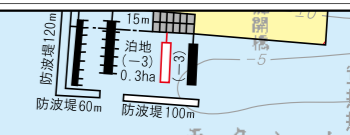
風向図 (昭和59年1月~平成元年12月) 6年間
(観測所: 三角中学校)



潮位関係図



(単位: m)
観測所: 三角港検潮所



凡	例
	航路・泊地 (既設)
	防波堤 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	公共船揚場 (既設)
	専用岸壁 (既定計画)
	専用ドルフィン (既設)
	施設撤去 (既定計画)
	小型橋樑 (既定計画)
	(既設)
	埠頭用地 (既定計画)
	(今回計画)
	緑地 (既定計画)
	(既設)
	その他の用地 (今回計画)
	(既設)
	その他道路 (既設)

1:10,000

